

大用小学校いじめ防止基本方針

四万十市大用小学校

令和5年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「高知県いじめ防止基本方針」「四万十市いじめ防止基本方針」をもとに「大用小学校いじめ防止基本方針」を定める。

A. いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全・安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

B. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、

本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

C. いじめの理解、取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。県民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければ

ならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとられるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに対して萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者は、いじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し、子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

D. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長 教頭 生徒指導担当 人権教育主任 関係学級担任 養護教諭 スクールカウンセラー等の専門家

(3) 役割

- ①いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤教職員の資質向上のための校内研修に関すること。
- ⑥いじめ防止に向けた年間計画を立て、PDCAサイクルでの検証を行うこと。

E. いじめの早期発見

◇教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。

- ①いじめに繋がる行為を見逃さず、常に情報を共有
- ②個人面談の実施

- ③ 6月、11月の学校生活アンケート調査の実施
- ④ 日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通しての児童の実態把握
- ⑤ 家庭訪問等を通しての保護者との連携
- ⑥ 職員朝会、職員会等での情報収集

F. いじめへの対処

- ① いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ防止対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
- ② いじめられた児童・知らせた児童の安全を確保する。
- ③ いじめ防止対策委員会を通し、学校全体で情報共有を行い、必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ④ 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の收拾を行う。
- ⑤ 四万十市教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ⑥ いじめに対する研修を行い、教職員の資質を向上させる。

G. 地域や家庭との連携

- (1) 児童の状況について、保護者と情報交換や共通理解を行う機会を多くする。
 - ① 参観日 懇談会（4月、5月、7月、10月、11月、2月）
 - ② 家庭訪問（4月、随時）
 - ③ 個人面談（7月、12月、（3月））
 - ④ P T A 役員会等諸会議
- (2) 講演会や児童の活動への保護者の参加や見学を通して、いじめ防止等に向けて保護者との共通理解を深める。
 - ① 昔遊びの会への参加・見学
 - ② 人権教育講演会への参加（12月）
- (3) 学校通信等を使って、いじめ防止の取組を家庭・地域に発信し、共通理解を図る。
 - ① 学校通信「とみやま」発行（毎月）
 - ② 学校通信「とみやま」を大用小学校ホームページ等に掲載（発行毎）

H. 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童に対して必要な教育上の

指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、四万十市教育委員会及び学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

I.学校いじめ対策組織の設置

大用小学校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織」を置く。組織の名称を『いじめ防止対策委員会』とする。

組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

J,生徒指導委員の構成員、機能等

いじめ対応マニュアルを参照（別紙）

K,いじめの防止のための取組

◇自尊心や豊かな感性を育む教育の推進

児童の自尊心や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を推進する。

◇情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

◇児童の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業は

もとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会による実践交流や協議等を行うなど、児童会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童の主体的な活動を推進する。

◇校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

L,いじめの早期発見の取組

◇いじめの実態把握

年2回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問などの取組を組み合わせ、いじめの認知に努める。

M,いじめに対する具体的対応、措置

◇学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。

◇いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につなげる。

◇教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告することとする。

◇いじめが解消している状態の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

N,教育相談、相談支援体制

◇特別支援教育学校コーディネーターを中心とした、校内支援委員会の充実など、チーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。

O,児童生徒が主体となる取組

- ①朝運動（ランニング、一輪車、縄跳び 等）…互いに協力し、励まし合いながら、
みんなで上達する。
- ②心をつなぐ5つの約束…児童会が中心となって、チェックをしながら生活の質の向上を目指す。
- ③全体遊び…昼休みに行い、ひとりぼっちがいないように、誘い合って遊ぶ。

P,地域や家庭との連携

- ◇児童が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- ◇地域学校協働本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- ◇学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。

Q,関係機関との連携

- ◇PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ◇いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

R,重大事態への対応

- ◇重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を参考として、適切に対処することとする。

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
 - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ①発見者⇒学級担任⇒生徒指導担当⇒教頭⇒校長
 - ②校長⇒四万十市教育委員会学校教育課
- ※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

①いじめ防止対策委員会の招集

②四万十市教育委員会への報告と連携

③調査方法：＜事実の究明＞

○いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

○事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

④警察への通報など関係機関との連携

●取組の評価等（P D C Aサイクルについて）

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

◇毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。